

特定外来生物の「ポタンウキクサ」について

～宝満川支流の草場川に「ポタンウキクサ」が繁殖していました！宝満川から水路に流れ込んでいます。持ち帰ったり、他の水路やため池などに放さないで下さい！！～

「ミドリガメ」や「ホテイアオイ」など、私たちが日常生活の中で接している動植物の中には、元来その地に生息・生育していなかった「外来生物」がたくさんいます。これらの中には、人に役立つものも数多くありますが、一部の外来生物による農作物への被害、人的被害、生態系への影響が大きな問題となっているのも事実です。

外来生物のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業に対して被害を及ぼしているか、及ぼすおそれがあるものを「特定外来生物」に指定し規制しています。



▲ポタンウキクサ

どのようなことが規制されるの？ ～特定外来生物に対する規制～

平成17年6月1日から特定外来生物に指定されたものは以下の項目が規制されています。

○飼育、栽培、保管及び運搬することは原則禁止

※研究目的などで、逃げ出さないように適正に管理する施設を持っているなど、特別な場合には許可されます。

○輸入は原則禁止

※飼養等をする許可を受けている人は、輸入することができます。

○野外へ放つ、植えるおよびまくことは禁止

○許可を受けて飼養する者が、許可を持っていない人に対して譲渡や引渡しなどをすることは禁止。これには販売することも含まれます。

○許可を受けて飼養する場合、その個体にマイクロチップを埋め込むなどの**個体識別等の措置を講じる義務**があります。

●たとえば、特定外来生物を野外で捕まえた場合、持って帰ることは禁止されていますが(運搬することに該当)、その場ですぐに放すことは規制の対象とはなりません。釣りでいう「キャッチアンドリリース」も規制対象とはなりません。

●特定外来生物の持ち主は、最後まで責任を持って飼育し続ける義務があります。無責任に生き物を捨てないようにしましょう。

特徴

ポタンウキクサ(英名:ウォーターレタス)は、単子葉植物サトイモ科に属する水面に浮かぶ熱帯性の水草です。ホテイアオイのような、浮草になる水草で、日当たりの良い所を好み、水面上に葉を広げ、水中に根を垂らし、根茎により繁殖します。

各地の池沼、河川、水田で帰化し、過繁茂による湖沼の水温や水質の低下、水路の水流を阻害するなどが問題となり、外来生物法で特定外来生物に指定されました。

駆除するには、物理的な除去しかありません。



▲上西区水路での除去作業

(地元区長さんからの注意喚起)

2週間ほど前に見たときは、ほんの一塊だったのに、今では水路を覆い尽くすほどになりました。

このままだと他の水路や田んぼにひろがって大変なことになります。

除去するにも、引き上げて枯らすしかないので、大変な労力を必要とします。

市内の他の場所でも、発生していると聞きました。きれいだからといって、決して持ち帰ったり、無責任に放置しないようにお願いします。

問い合わせ先

生活環境課 環境係 ☎72-2111内線152